

1 条例案の概要と使用料設定の考え方

条例案の概要

設置目的： 市民等に憩いと集いの場を提供することにより、中心市街地の新たなにぎわいを創出するための広場を設置する

内 容： 広場を安心して安全に利用でき、多様な使い方が可能な空間とするため、管理や利用に関するルール等を定める

第 6 条 使用料の規定

第 8 条 禁止行為の規定（一部、許可により可能な行為あり）

使用料設定の考え方

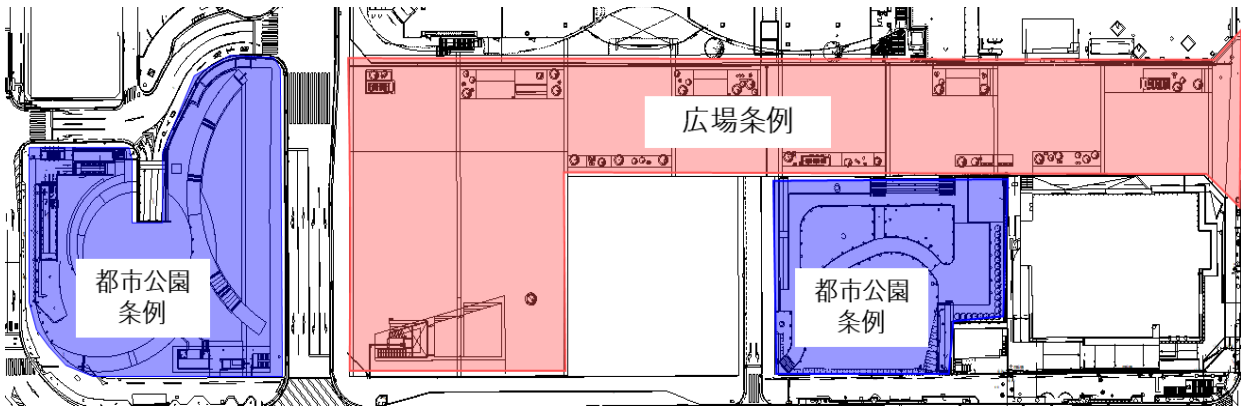
○市民等の使いやすさを念頭に、安全で魅力あふれる質の高い空間を維持できる使用料とする

○旧花畑広場の使用料、整備費用や維持管理費等を勘案し、全国の類似施設の使用料、また、旧花畑広場を使用した方からの意見も参考に、使用料を設定する

条例別表 料金表（抜粋）

使用時間 区分 広場区分		午前	午後	夜間	延長・繰上げ
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	1 時間当たり
全面	平日	142,200円	189,600円	142,200円	47,400円
	休日等	185,100円	246,800円	185,100円	61,700円

くまもと街なか広場条例の適用範囲（赤い部分）



広場全面を1日借りると平日474,000円、休日617,000円

【議案】くまもと街なか広場条例の制定について

【関連予算案】花畑広場指定管理料、開業準備経費、整備費用

2 運営管理手法について

○まちなかの新たなにぎわい創出の拠点として、広場と公園の一体的な空間づくりを行う

○市民や観光客から親しまれ、安全で魅力あふれる質の高い空間を維持する

○民間のノウハウを積極的に活用し、柔軟な運営管理と市民サービスを向上させる



指定管理者制度を導入

指定管理の開始 令和4年7月1日

【運営スケジュール】

令和3年秋頃 ～ 令和4年6月 直営

令和4年7月 ～ 令和6年3月 第一期 指定期間 1年9ヶ月（使用料金制）

令和6年4月 ～ 熊本城ホールと一体管理予定（利用料金制）

3 関連予算案の概要

令和3年秋頃の完成以降、にぎわいの創出や質の高い空間として供用できるよう、
必要な経費及び令和4年7月以降の指定管理者料を計上する

■ 花畑広場の指定管理料（債務負担行為）

期間：令和3年度～令和5年度 限度額：1億 2,600万円

根拠）

- ・年間 約 7,200万円の支出見込み→月間 約600万円
- ・指定管理期間 1年9ヶ月分の支出相当額として、1億2,600万円を計上

■ 開業準備関連経費 3,990万円

■ 整備費用 6,900万円

※ くまもと街なか広場条例案に規定する使用料を基に算出した、
1年間の使用料収入

使用料収入 約5,600万円/年と想定

【関連予算案】花畑広場指定管理料、開業準備経費、整備費用

	R2年度		R3年度												R4年度							
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
整備工事	令和3年秋頃完成予定																					
辛北道路	社会実験														社会実験							
広場条例	上程・公布	一部施行																条例本施行				
指定管理						公募				指定議決								運営開始				
供用	部分通行	部分供用								供用		緑化フェア				供用						

令和3年2月28日から3月2日の3日間、辛島公園北側道路の通行止めによる周辺交通への影響を検証する社会実験を行った結果、周辺道路の混雑はなかった